

	モレックスサプライヤー行動規範	Number: 2156770003	Doc Part JP	Doc Type QMD
		EC Number: 794617		Rev: H

モレックスサプライヤー行動規範

目次

1. 目的	1
2. 参照文書	1
3. 定義	1
4. 要求事項	3
5. RBA 行動規範	3
6. その他のモレックス要求事項	11
7. 附属書	15
8. 改定履歴	16

1. 目的

Molex Electronic Technologies, LLCおよびその子会社（以下、「モレックス」と総称）は、すべての業務を法律に従って誠実に実施することを約束します。モレックスは前記について、Responsible Business Allianceへの加盟によって表明しています。Responsible Business Alliance (RBA) の行動規範は、安全な労働環境、敬意と尊厳を伴った労働者の待遇、ならびに環境に責任を負う倫理的な事業運営を確保するための基準を定めたものです。この行動規範に従う義務は、世界中の場所を問わず当社が事業を行うすべての国に及びます。この行動規範遵守の約束を共有することを表明したサプライヤーとの関係性が、モレックスの成功の継続の要です。

2. 参照文書

- コーク行動規範(<https://codeofconduct.kochind.com>)
- RBA行動規範(<http://www.responsiblebusiness.org/code-of-conduct/>)
- モレックス製品および梱包資材の化学物質仕様: サプライヤー要求事項 (2014040014)
- 責任ある鉱物調達方針 (2156770001)
- モレックスサプライヤー行動規範 証明書様式 (2156770004)
- 派遣業者選定手続き

3. 定義

3.1 債務労働

しばしば負債の返済手段として、使用者の下で固定時間、無給での労働を強制されている労働者。

3.2 児童労働

義務教育の終了年齢に達しない者、国の法律で就業が認められた最低年齢に達しない者、または 15 歳未満の者のうち、いずれか最高の年齢の者を指します。

molex	モレックスサプライヤー行動規範	Number: 2156770003	Doc Part JP	Doc Type QMD
		EC Number: 794617		Rev: H

3.3 懲戒処分としての減給

懲戒処分を理由とした罰金、減給、口座からの引出し。就業しなかった時間相当分の減給（例：遅刻、出勤停止）は懲戒処分としての減給または不法な減給とはみなしません。業績等の様々な要素に基づく賞与額の変動は、懲戒処分としての減給または不法な減給とはみなされません。

3.4 強制労働

その人が自主的に提供したものではなく、罰や報復に脅されて提供されるか、負債の返済手段として強要されるすべての労働またはサービス。

3.5 年季契約労働

労働者が、契約に基づいて（指定された時間）別の人のために行う労働で、多くの場合は報酬を伴わずに住居や食事その他生活必需品および/または別の国への無償移動との交換で提供される労働。

3.6 管理責任者

基準の要求事項を満たすために会社に指名された、上級経営層を構成する人。

3.7 報復禁止に関する方針

モレックスの法的もしくは倫理的な責任への違反の疑いについて誠実に報告する人は、あるいはこれらに関する質問をする人に対して、気まずさを感じさせたり報復をしたりすることがあってはなりません。「誠実」(“Good faith”)とは、通報する懸念の内容が正しくなければならないという意味ではなく、懸念を通報または問い合わせた通報者自身が、その内容が完全かつ真実の情報であると確信していることを求めるという意味です。

3.8 従業員

会社に直接雇用された社員か契約社員で、ディレクター、エグゼクティブ、マネージャー、スーパーバイザー、ワーカー等の職位を含む。

3.9 囚人労働

刑務所の受刑者によってなされる仕事。囚人労働は不自由な労働とみなされます。

3.10 合理的な宗教的配慮

各国の規則や経営層の承認に基づいた、以下等の配慮を行います。

- スケジュールの変更
- 自発的な代替出勤およびシフト交替
- 業務の変更および横方向の異動
- 試験および選考方法

3.11 サプライヤー

モレックスに商品やサービスを提供する組織。契約社員や請負業者を提供する業者等を含みこれらに限らない。「サードパーティ」とも呼ぶ。

molex	モレックスサプライヤー行動規範	Number: 2156770003	Doc Part JP	Doc Type QMD
		EC Number: 794617		Rev: H

3.12 労働者

日常的にモレックス拠点で働いている管理職以外の全社員および、請負業者を含む非社員。

3.13 内部通報者

会社の社員または幹部社員、もしくは公務員や公的機関による不適切な行為の疑いについて開示する者。

3.14 若年労働者

適用される法律で就業可能とされる最低年齢には達しているが、18歳未満の者。未成年労働者 (juvenile workers) とも。

3.15 非常事態または異常事態

労働時間の超過に関連した非常もしくは異常な状況。例えば自然災害や停電、予期しない設備の故障、原材料や部品の不足等。顧客需要における合理的に予測された変化 (生産ピーク期間、休日、季節的変動) は、労働時間を延長する非常事態や異常事態ではない。

4. 要求事項

モレックスのすべてのサプライヤーは、適用法のすべての要求事項を遵守し、モレックスの顧客が指定するその他の要求事項も、適宜、遵守しなければなりません。各地の法律よりも本規範にある要求事項の方がより規範的 (厳密) である場合は、これら要求事項に従うことを推奨します。同様に、各地の法律のほうの方がより規範的 (厳密) である場合は、それに従うことを推奨します。

モレックスはサプライヤーに対し、本規範に従業員および自社のサプライヤーとその従業員およびサプライヤーに伝達の上、それぞれに遵守を求めるようお願いします。

サプライヤーは、モレックスサプライヤーポータルで言及されているその他のサプライヤー要求事項文書のうち、モレックスに対する製品やサービスの提供の視点に基づき自社に該当するとみなすことのできる要求事項を、熟知し遵守しなければなりません。

5. RBA 行動規範

セクション A、B、および C に、労働、健康および安全、ならびに環境に関する概要がそれぞれ記載されています。セクション D には、企業倫理に関する規範を追加しています。セクション E は本規範への適合性の管理に適したシステムの要素の概要を説明しています。セクション A～E の青文字は、[RBA Code of Conduct 8.0](#) からの引用です。

A. 労働

参加企業は、労働者の人権を尊重し、尊厳をもって彼らに接することを約束します。これは、直接的・間接的なサプライヤー、ならびに臨時社員、移民労働者、学生、契約社員、直接雇用者、およびその他の就労形態の労働者を含む、すべての労働者に適用されます。

労働基準は以下のとおりです。

1. 強制労働の禁止

拘束（債務による拘束を含む）または拘留労働、非自発的または搾取的囚人労働、奴隷または人身売買を含むがこれに限定されない、あらゆる形態の強制的な労働は認められていません。これには、労働またはサービスのために脅迫、強制、強要、拉致、または詐欺によって人を移送、隠匿、採用、移動、または受け入れることも含まれます。会社が提供した施設（該当する場合、労働者の寮や住居）への出入りに不合理な制約を与えたり、施設内における労働者の移動の自由に不合理な制約を課したりしてはなりません。雇用プロセスの一環として、すべての労働者には、母国語または労働者が理解できる言語で、雇用条件を記載した書面による雇用契約書を提供しなければなりません。外国人移民労働者は、労働者が出身国を出発する前に雇用契約書を受け取らなければならず、受入国に到着後、現地の法律を満たし、同等またはより良い条件を提供するために変更される場合を除き、雇用契約書の差し替えまたは変更は認められないものとします。すべての労働は自発的なものでなくてはなりません。また、労働者は、合理的な通告がなされれば、違約金なしにいつでも自由に離職し、または雇用を終了することができるものとし、その旨は雇用契約に明記されなければなりません。参加企業は、退職するすべての労働者に関する書類を保持しなければなりません。雇用者、人材斡旋会社、およびその委託先は、政府発行の身分証明書、パスポート、または労働許可証など、身分証明書または出入国管理書類を保持したり、または破棄、隠匿、没収したりしてはなりません。上記にかかわらず、雇用者が文書を保持できるのは、現地法令を遵守するために必要な場合に限られます。そのような場合、労働者は、これらの文書へのアクセスを拒否されることはないものとします。労働者は、雇用者の人材斡旋会社またはその委託先に就職斡旋手数料または雇用に関わるその他手数料を支払う必要はないものとします。労働者がこうした手数料を支払ったことが判明した場合は、その手数料は当該労働者に返金されるものとします。

2. 若年労働者

児童労働は、いかなる製造段階においても使用してはなりません。ここでいう「児童」とは、15歳、または義務教育を修了する年齢、もしくは国の最低雇用年齢のうち、いずれか最も高い年齢に満たない者を指します。18歳未満の労働者（若年労働者）を、夜勤や時間外勤務を含む、健康や安全が危険にさらされる可能性がある業務に従事させてはなりません。参加企業は、適用法令に従い、学生労働者に関する記録の適切な保持、提携する教育機関への厳格なデューデリジエンス、および学生労働者の権利の保護により、学生労働者の適切な管理を確保しなければなりません。参加企業は、労働者の年齢を確認する適切な仕組みを整備しなければなりません。合法的な職場学習プログラムの使用は、すべての法令が遵守されている限り、支持されます。参加企業は、すべての学生労働者に適切な支援と教育訓練を提供しなければなりません。現地法がない場合、学生労働者、インターン、および見習いの賃金率は、同様または類似の労働を行っている他の新人労働者と少なくとも同じものでなくてはなりません。児童労働が判明した場合、支援／救済措置を講じるものとします。

3. 労働時間

労働時間は、現地法令で定められている上限を超えてはなりません。また、1週間の労働時間は、緊急時や非常時を除き、時間外労働を含めて週 60 時間を超えてはな

りません。すべての時間外労働は自発的なものでなければなりません。労働者には7日間に1日以上の日を与えなくてはなりません。

4. 賃金および福利厚生

労働者に支払われる報酬は、最低賃金、時間外労働、および法令で義務付けられている福利厚生に関連する法律を含め、適用される賃金に関するすべての法令を遵守していなければなりません。すべての労働者は、同一労働・同一資格に対して同一賃金を受け取るものとします。労働者は時間外労働に関して、通常の時給より高い賃率で支払いを受けなければなりません。懲戒・懲罰処分としての賃金からの控除は認められません。各給与計算期間について、実施した労働に対する正確な報酬を確認するのに十分な情報が記載された適時かつ理解しやすい賃金明細書を労働者に提供しなければなりません。臨時、派遣、および外部委託の労働者の使用はすべて現地法令の制限内とします。

5. 差別の排除／ハラスメントの禁止／人道的待遇

参加企業は、ハラスメントおよび違法な差別のない職場づくりにコミットしなければなりません。労働者に対する暴力、性別に基づく暴力、セクシャルハラスメント、性的虐待、体罰、精神的もしくは肉体的な抑圧、いじめ、公衆の面前での辱め、または言葉による虐待などの不快な、または非人道的な扱いは一切行ってはならず、また、そのような扱いを受ける恐れがあってはなりません。会社は、賃金、昇進、報酬、および教育訓練の機会などの採用および雇用慣行において、人種、肌の色、年齢、性別、性的指向、性同一性または性表現、民族または国籍、障がいの有無、妊娠、宗教、支持政党、組合加入の有無、軍役経験の有無、保護対象となる遺伝情報、または配偶者の有無に基づく差別またはハラスメントを行ってはなりません。これらの要件に対応した懲戒方針および手順を明確に定め、労働者に伝えなければなりません。労働者には、宗教的慣習や障がいに対する合理的な便宜が図られなければなりません。さらに、労働者または採用の可能性のある労働者に、差別的に使用される可能性がある妊娠検査や処女検査を含む医療検査または身体検査を受けさせてはなりません。これは、ILO 差別待遇(雇用及び職業)条約(第 111 号)を考慮して草案したものです。

6. 結社の自由および団体交渉

労使間のオープンなコミュニケーションと直接的な関わりは、職場環境と待遇の問題を解決する最も効果的な方法です。労働者および／またはその代表者は、差別、報復、脅迫、またはハラスメントを恐れることなく、労働条件および経営慣行に関する意見および懸念について、経営陣と率直に意思疎通を図り、共有できるものとします。これらの原則に沿って、参加企業は、労働者が自ら選択した労働組合を結成してこれに参加し、団体交渉を行い、また平和的な集會に参加するというすべての労働者の権利を尊重し、またかかる活動を差し控える権利も尊重しなければなりません。結社の自由および団体交渉の権利が適用法令により制限されている場合、労働者は、これらに代わる適法な労働者代表を選出し、これに参加することを認められるものとします。

molex	モレックスサプライヤー行動規範	Number: 2156770003	Doc Part JP	Doc Type QMD
		EC Number: 794617		Rev: H

B. 安全衛生

参加企業は、業務上の怪我や病気の発生率を最小限に抑えることに加えて、安全で衛生的な作業環境が、製品およびサービスの品質、製造の一貫性、ならびに労働者の定着率および勤労意欲を向上させることを認識します。参加企業は、職場での安全衛生の問題を特定および解決するために、労働者からの意見と労働者の教育が今後也不可欠であることも認識しています。

安全衛生基準は以下のとおりです。

1. 労働安全衛生

労働者が安全衛生上の危険(化学物質、電気およびその他のエネルギー源、火災、車両、落下物の危険など)に晒される可能性を特定および評価し、ヒエラルキーコントロールを使用して軽減しなければなりません。これらの手段により危険を適切に管理することができない場合、労働者には、これらの危険に関連するリスクに関する、適切で正しく維持管理された個人保護具および教材を提供しなければなりません。ジェンダーに対応した対策を講じなければなりません。たとえば、妊婦および授乳婦を本人や子供に危険を及ぼす可能性がある労働環境に就かせないこと、授乳婦に合理的な配慮を行うことなどです。

2. 緊急時への備え

潜在的な緊急事態および事象を特定、評価し、その影響を、緊急事態発生時の報告、従業員への周知および避難手順、労働者の教育訓練を含む、緊急対策および対応手順を実施することにより、最小限に抑えなければなりません。

防災訓練は、少なくとも年に1度、または現地法で義務付けられるとおり、いずれかより厳しい頻度で実施しなければなりません。緊急対策には、適切な火災報知器および消火設備、分かり易く障害物のない出口、適切な非常口のある施設、緊急対応にあたる人員の連絡先情報、および復旧計画なども含まれなければなりません。それらの対策および手順は、生命、環境、および財産への損害を最小限に抑えることに重点を置くものとします。

3. 労働災害および疾病

労働災害および疾病を防止、管理、追跡、および報告するために、手順および仕組みを整備しなければなりません。これには、労働者からの報告の奨励、労働災害および疾病の事例の分類と記録、必要な治療の提供、事例の調査、原因をなくすための是正措置の実施、ならびに労働者の職場復帰の促進のための規定が含まれます。参加企業は、労働者が報復を恐れることなく、差し迫った危険から離れ、状況が緩和されるまで復帰しないことを許可しなければなりません。

4. 産業衛生

労働者の化学的、生物学的、物理的因子への曝露を、ヒエラルキーコントロールに基づいて特定、評価、管理しなければなりません。危険を適切に管理することができない場合、労働者には、適切で正しく維持管理された個人保護具を無料で提供するものとし、労働者はこれを使用しなければなりません。参加企業は、労働者に安全で衛生的な作業環境を提供し、労働者の健康と作業環境の継続的かつ体系的なモニタリングを通じて、これを維持しなければなりません。参加企業は、職業曝露によって労

molex	モレックスサプライヤー行動規範	Number: 2156770003	Doc Part JP	Doc Type QMD
		EC Number: 794617		Rev: H

働者の健康が害されているかどうかを定期的に評価するために、労働衛生モニタリングを実施しなければなりません。労働衛生保護プログラムは、継続的であり、職場における危険な状況に晒されるリスクに関する教材を含むものとします。

5. 身体に負荷のかかる作業

手作業による材料の取り扱い、重量物の持ち上げまたは反復的な持ち上げ、長時間の立ち作業、および極度に反復の多い、または力の要る組み立て作業など、労働者の身体に負荷のかかる作業の危険への曝露を、特定、評価、管理しなければなりません。

6. 機械の安全対策

生産機械およびその他の機械は、安全上の危険を評価する必要があります。機械により労働者が怪我をする危険がある場合、物理的な保護、インターロック、障壁を設置し、適切に保守管理しなければなりません。

7. 衛生設備、食事、および住居

労働者は、清潔なトイレ施設、飲料水の利用、および衛生的な食材の調理、保存、食事のための施設を提供されるものとします。参加企業または人材斡旋会社が提供する労働者の寮は、清潔かつ安全に維持され、適切な緊急時の非常口、入浴およびシャワーのための温水、適切な照明、適切な空調換気、個人の所有物および貴重品を保管するための個別セキュリティ付き収納設備、および合理的に出入りできる適度な広さの個人スペースを備えていなければなりません。

8. 安全衛生に関する連絡

参加企業は、労働者の母国語または理解できる言語で、労働者が晒されることになるあらゆる特定済みの職場の危険(機械、電気、化学物質、火災、および物理的危険を含むがこれに限定されない)について、適切な職場の安全衛生に関する情報とトレーニングを労働者に提供しなければなりません。安全衛生関連の情報は、施設内に明確に掲示するか、労働者が確認、アクセスできる場所に表示しなければなりません。健康に関する情報およびトレーニングには、該当する場合、性別や年齢など、関連する特性に特有のリスクに関する内容が含まれるものとします。トレーニングは、すべての労働者に対し、実務の開始前に、それ以降は定期的に提供しなければなりません。労働者は、報復を受けることなく安全衛生に関する懸念を提起することが奨励されます。

C. 環境

すべての事業部門において、参加企業は、環境に対する責任が世界水準の製品の製造に不可欠であることを認識します。参加企業は、公衆の安全衛生を守りながら、環境への影響を特定するとともに、地域社会、環境、および天然資源への弊害を最小限に抑えなければなりません。

環境基準は以下のとおりです。

molex	モレックスサプライヤー行動規範	Number:	Doc Part	Doc Type
		2156770003	JP	QMD
EC Number: 794617			Rev: H	

1. 環境許可と報告

必要とされるすべての環境許可証(例: 排出のモニタリング)、認可書、および登録書を取得・維持し、最新の状態で保持し、その運用および報告に関する要件を遵守しなければなりません。

2. 汚染防止と省資源

汚染物質の排出・放出ならびに廃棄物の発生は、発生源において、または汚染防止装置の追加、生産・メンテナンス・設備に関わるプロセスの変更、その他手段などの実践により、最小限に抑えるか除去する必要があります。水、化石燃料、鉱物、原生林産物などの天然資源に関しては、生産・メンテナンス・設備に関わるプロセスの変更、物質の代替、再利用、保全、リサイクル、その他手段などを実践することで、その使用を抑えるものとします。

3. 有害物質

人体や環境に対して有害な化学物質、廃棄物、およびその他の物質は、特定、ラベリングを行い、安全な取り扱い、輸送、保管、使用、リサイクルまたは再利用、および廃棄を確実にするよう管理しなければなりません。有害廃棄物データは追跡し、文書化しなければなりません。

4. 固形廃棄物

参加企業は、固形廃棄物(有害物以外)の特定、管理、削減、および責任をもって廃棄またはリサイクルを行うための体系的なアプローチを実施しなければなりません。廃棄物データは追跡し、文書化しなければなりません。

5. 大気への排出

稼働により発生する揮発性有機化合物、エアロゾル、腐食性物質、微粒子、オゾン層破壊物質、および燃焼副産物は、大気に排出する前に、必要な特性評価、定期的な監視、制御、および処理を受けなければなりません。オゾン層破壊物質は、モントリオール議定書および適用される規制に従い、効果的に管理されるものとします。参加企業は、大気排出管理システムのパフォーマンスを定期的に監視しなければなりません。

6. 資材の制限

参加企業は、製品および製造(リサイクルおよび廃棄物のラベリングを含む)における特定の物質の禁止または制限に関する、すべての適用される法律、規制、および顧客要求事項を遵守しなければなりません。

7. 水の管理

参加企業は、水源、水の使用・排出を文書化し、特性評価し、監視するほか、節水の機会を模索し、汚染経路を制御する水の管理を実施しなければなりません。あらゆる廃水は、排出または廃棄する前に、必要に応じて特性評価、監視、制御、処理を実施しなければなりません。参加企業は、廃水処理システムと抑制システムのパフォーマンスを定期的に監視し、最適なパフォーマンスと規制の遵守を確保しなければなりません。

molex	モレックスサプライヤー行動規範	Number: 2156770003	Doc Part JP	Doc Type QMD
		EC Number: 794617		Rev: H

8. エネルギー消費および温室効果ガスの排出

参加企業は、全社規模の温室効果ガス総量削減目標を設定し、報告しなければなりません。エネルギー消費ならびにすべてのスコープ 1、2 およびスコープ 3 の重要なカテゴリーである温室効果ガス排出量を追跡し、文書化して、公表しなければなりません。参加企業は、エネルギー効率を改善し、エネルギー消費および温室効果ガスの排出を最小限に抑える方法を追求しなければなりません。

D. 倫理

社会的責任を果たし、市場での成功を達成するために、参加企業およびその委託先は、以下を含む最高水準の倫理を維持しなければなりません。

1. ビジネスインテグリティ

すべてのビジネス上のやりとりにおいて、最高水準のインテグリティを維持しなければなりません。参加企業は、あらゆる種類の贈収賄、腐敗行為、恐喝、および横領を一切容認しない方針を保持しなければなりません。

2. 不適切な利益の排除

賄賂またはその他の不当もしくは不適切な利益を得るための手段を、約束、申し出、許可、提供、または受領してはなりません。これら禁止事項には、取引を獲得または維持する、取引を発注する、あるいはその他不適切な利益を得るために、第三者を通して、直接的または間接的に価値のあるものを約束、申し出、許可、提供、または受領することが含まれます。腐敗防止法令の遵守を確保するために、モニタリング、記録管理、および実施手順を整備するものとします。

3. 情報の開示

すべての商取引は、透明性をもって実施され、参加企業の会計帳簿や記録に正確に反映される必要があります。参加企業の労働、安全衛生、環境活動、ビジネス活動、構造、財務状況、および業績に関する情報は、適用される規則と一般的な業界慣行に従って、開示されなければなりません。サプライチェーンにおける記録の改ざん、もしくは状況または慣行の虚偽表示は容認されません。

4. 知的財産

知的財産権を尊重しなければなりません。技術やノウハウの移転は知的財産権を守る形で実施し、また顧客およびサプライヤーの情報を保護しなければなりません。

5. 公正なビジネス、広告、および競争

公正なビジネス、広告、および競争の基準を維持しなければなりません。

6. 身元の保護と報復の禁止

法律で禁止されていない限り、サプライヤーおよび従業員の内部告発者 2 の機密性、匿名性、保護を確保するプログラムを維持しなければなりません。参加企業は、自社の従業員が報復の恐れなしに懸念を提起できるコミュニケーションプロセスを保持する必要があります。

molex	モレックスサプライヤー行動規範	Number: 2156770003	Doc Part JP	Doc Type QMD
		EC Number: 794617		Rev: H

7. 責任ある鉱物調達

参加企業は、製造する製品に含まれるタンタル、スズ、タングステン、金、コバルトの原産地と調達経路について、経済協力開発機構(OECD)の「紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのガイダンス」または同等に認知されたデューディリジェンスの枠組みに合致した方法で調達されていることを合理的に保証するための方針を策定し、デューディリジェンスを実施しなければなりません。

8. プライバシー

参加企業は、サプライヤー、顧客、消費者、および従業員など、取引を行う者すべての個人情報に関してそれらを保護するための合理的な措置を確保しなければなりません。参加企業は、個人情報を収集、保管、処理、移転、共有する場合、個人情報保護および情報セキュリティに関する法律および規制要件を遵守しなければなりません。

E. マネジメントシステム

参加企業は、本規範の内容に関連する範囲でマネジメントシステムを導入、または構築しなければなりません。マネジメントシステムは、以下を確保するために設計されるものとします：(a)参加企業の業務および製品に関連する適用法令、規制、および顧客要求事項の遵守、(b)本規範への適合、および(c)本規範に関連した運用リスクの特定と軽減。また、継続的改善を促進するものであることも必要です。

マネジメントシステムには、以下の要素が含まれていなければなりません。

1. 企業のコミットメント

参加企業は、経営層によって承認された、デューディリジェンスと継続的な改善に対する参加企業のコミットメントを確約する人権、安全衛生、環境と倫理に関する方針声明を策定しなければなりません。方針声明は公開し、労働者が理解できる言語で、利用可能な手段で伝達しなければなりません。

2. 経営者の説明責任と責任

参加企業は、マネジメントシステムと関連プログラムの確実な実施に責任を持つ上級管理職および会社の責任者を明確に特定しなければなりません。上級管理職は、定期的にマネジメントシステムの状況をレビューします。

3. 法的要件および顧客の要件

参加企業は、本規範の要件を含めて、適用される法令要件および顧客要求事項を特定、監視、認識するプロセスを導入または確立しなければなりません。

4. リスク評価とリスク管理

参加企業は、参加企業の業務に関連する法令遵守、環境安全衛生、および労働慣行および倫理リスク(人権と環境に深刻な影響を与えるリスクを含む)を特定するプロセスを導入または確立しなければなりません。参加企業は、特定されたリスクを管理し、規制の遵守を確保するために、各リスクの相対的な重要性を判断し、適切な手順による管理および物理的制御を実施しなければなりません。

molex	モレックスサプライヤー行動規範	Number: 2156770003	Doc Part JP	Doc Type QMD
		EC Number: 794617		Rev: H

5. 改善目標

参加企業は、参加企業の社会・環境・安全衛生面のパフォーマンスを改善するための明文化されたパフォーマンス目的、目標、および実施計画(参加企業が目標を達成するため、パフォーマンスを定期的に評価することを含む)を策定しなければなりません。

6. トレーニング

参加企業は、参加企業の方針、手順、および改善目標を実施し、適用される法令要件を満たすために、管理者および労働者を教育するプログラムを確立しなければなりません。

7. コミュニケーション

参加企業は、参加企業の方針、取組、期待事項、パフォーマンスに関する明確で正確な情報を労働者、サプライヤー、および顧客に伝達するためのプロセスを確立しなければなりません。

8. 労働者／ステークホルダーの関与と救済へのアクセス

参加企業は、労働者、その代表者、および関連するまたは必要なその他のステークホルダーとの継続的な双方向コミュニケーションのためのプロセスを確立しなければなりません。このプロセスは、本規範で定める業務慣行と条件についてフィードバックを得て、継続的改善を促進することを目的としたものでなければなりません。労働者は、報復や仕返しを恐れることなく、苦情およびフィードバックを提供できる安全な環境を与えられる必要があります。

9. 監査および評価

参加企業は、法令要件、本規範の内容、および社会的・環境的責任に関連する顧客の契約上の要件への適合を確保するため、定期的な自己評価を実施しなければなりません。

10. 是正措置プロセス

参加企業は、社内外の評価、点検、調査、および審査によって特定された不適合をタイムリーに是正するためのプロセスを確立しなければなりません。

11. 文書化と記録

参加企業は、規制の遵守、内部要件への適合、ならびにプライバシー保護のための適切な機密性を確保するための文書および記録を作成し、保持しなければなりません。

12. サプライヤーの責任

参加企業は、本規範の要件をサプライヤーに伝達し、サプライヤーによる本規範の遵守を監視するためのプロセスを確立しなければなりません。

6. その他のモレックス要求事項

6.1 鉱物資源の責任ある調達

3TG (スズ、タンタル、タングステン、ゴールド)、コバルト、またはその他鉱物を含む原材料や製品のサプライヤーは、紛争地域およびハイリスク地域における武装集団に対して直接または間接に資金を提供したり利することがないようにする、もしくは深刻な人権侵害を助長しないようにするための方針を備えていることとします。サプライヤーは、これら鉱物の生産加工流通過程において、OECD Guidance for Responsible Supply Chains of Minerals from Conflict-Affected and High-Risk Areas (OECD Due Diligence Guidance) または同等かつ承認済みのデューデリジェンスの枠組みにおいて、デューデリジェンスを行使しなければなりません。詳細は、*Responsible Minerals Sourcing Policy (責任ある鉱物調達方針)(2156770001)* を参照してください。

6.2 利害の対立

モレックスは、会社にとっての利益を最優先とした経営判断を求めます。個人の利益とモレックスの利益との衝突が生じたりそのように見えるような状況は、避けなければなりません。

6.3 贈答品および接待

モレックスとの取引を行うための贈答品および接待は必要なく、これは利益相反の原因となったり利益相反の外観を呈することになります。したがって当社は、贈答品や接待を提供また提示しないようサプライヤー各位に求めます。モレックス社員は、承認されたごく一部の少数の場合を除いて、サプライヤーからの贈り物の受領および接待を受けることを禁止されています。サプライヤー各位が意図的にこの要求に違反した場合、認定サプライヤーリストから除外される可能性があります。

6.4 政府とのかかわり合い

サプライヤーがモレックスの代表として政府機関や公務員とやりとりする権限はなく、そのような政府とのやりとりには、権限を有するモレックスの代表者からの書面による明示的な許可なしでの書面または口頭による提案等を含みます。あらゆる状況において、サプライヤーは、モレックス代表者からの書面による明示的な許可なしで公務員に対して有価物を提供することはできません。

6.5 公正な取引、広告、および競争

モレックスは、自由でオープンな競争を信じ、当社がビジネスを行う多数の国々において適用されるすべての公平な競争に関する法および反トラスト法を厳密に遵守します。サプライヤー各位には、公平な競争、広告、および反トラストに関する適用されるすべての法律および規則に従うことを求めます。

6.6 知的財産

アイデア、創出、革新、著作物、および専有情報（「知的財産」）の価値はしばしば、物的財産等の有形財産の価値を上回ります。モレックスの知的財産を、サプライヤーが、個人の利益またはモレックスの社外の人の収益や利益のために用いることは禁止します。モレックスの知的財産は、当社がサプライヤーを擁している目的を遂行する場合に限り使用することができます。

モレックスのロゴやマーケティング資料は、モレックスの事前の書面による承諾がない限り、(ウェブサイト、文献、その他を問わず) サプライヤーによって使用されてはなりません。

モレックスの裁量で差し控えられる場合があります。サプライヤーがモレックスの知的財産を適切に使用し保護することを義務付けられるように、サプライヤーは他者の知的財産に対する同様の尊重を保証する義務があります。したがって、サプライヤーは、明示的にモレックスから書面で許可を受けていない限り、モレックスの施設内またはモレックスの業務を行う際に他者の知的財産をコピー、配布、またはその他の方法で使用してはなりません。

6.7 コミュニケーション時およびソーシャルメディア利用時の注意

モレックスと取引関係にある、もしくはモレックス社員と関係するサプライヤー各位には、コミュニケーションを用いる業務上の目的に沿った、責任ある行動が求められます。いかなる場合においても、コミュニケーションは誠実に行い、誇張や憶測、不適切な言葉、抽象的軽蔑的な言葉や他者を特徴付けるような言い回し等は避けなければなりません。これは書面と口頭の別に関わらず、すべての種類のコミュニケーションに適用されます。書面によるモレックスとのコミュニケーションは、許可された業務用ツールによってのみ、行ってください。メディアやソーシャルメディア環境においてモレックスに関するなんらかの表明を行う際には、サプライヤー各位で、該当の権限を持つモレックス担当者から個別に許可を得てください。

6.8 電子機器の使用可能範囲

モレックスは、サプライヤーがモレックスを代理して行う行為のために、サプライヤーに対し、適宜、IT およびコミュニケーションツールを提供する場合があります(例: コンピューター、Eメール、インスタントメッセージ、ネットワークへのアクセス)。どのようなIT またはコミュニケーションツールが提供される場合でも、サプライヤーはそれを容認された方法で、かつ、ビジネスの目的に適した形で用いなければなりません。これは、モレックス関連の業務またはモレックス社員を巻き込むすべてのコミュニケーションに適用されます。コミュニケーションがモレックス所有のデバイスを通じて行われているかどうかにかかわらずです。電子コミュニケーションツールの不適切な使用には、次のようなものが含まれますが、これに限定されません:

- 非倫理的、不適切、攻撃的、侮蔑的、無礼、または暴力的な資料へのアクセスやその配布または保存をすること。
- 著作権法に違反して情報を送信、受信、転送、複製すること。
- モレックスが提供するサービスとは無関係の違法な活動やビジネスの実施。
- 自身を他人あるいはモレックス社員と偽ること。

6.9 モレックス財産の保護と適正使用

サプライヤーは、モレックスの財産または資金を使用することができ、その際サプライヤーは、これら資産を誠実に管理し乱用を避けなければなりません。詐欺、盗難、横領、もしくはその他不適切手段によるモレックス資産の流用は違法かつ非倫理的な行

為です。たいていの損害は、日常的に以下等の注意を払うことで、最小限に留めることができます。

- モレックスの設備、備品、材料を盗難や未許可使用から保護する。
- 疑わしい人や行動をモレックスに報告する。

6.10 貿易に関するセキュリティと C-TPAT

モレックスは C-TPAT 認証を取得し C-TPAT セキュリティスタンダードを遵守しています。サプライヤーが合衆国内のモレックスに商品を輸送する限りにおいて、サプライヤーは C-TPAT に準拠しなければなりません。サプライヤーには、C-TPAT ポータルで、モレックスについて今後のステータスの変化等を注視されることを勧めます。(C-TPAT: テロ行為防止のための税関・産業界パートナーシップ): Web サイト <https://www.cbp.gov/border-security/ports-entry/cargo-security/ctpat>)。

6.11 規範の実践、監視、遵守

サプライヤー各位には、本規範の各項を確実に遵守するための手順を策定されることを推奨します。サプライヤーのレビューにおいて、サプライヤーは、モレックスが提示する様式への手書き署名または電子署名によって、本規範を遵守することを証明することとし、また、モレックスを代理して事業活動を行う際に、モレックスに対してリスクを生じる可能性のある本規範に反する形での業務が遂行されたと認識した場合には、合理的な時間内にモレックスにそれを連絡することが求められます。

6.11.1 報告書の調査

サプライヤーには、モレックスの調査活動に完全に協力することが求められます。モレックスの法的および倫理的責任が及ぶ適切な範囲内において、秘密は保持されます。

6.11.2 是正処置

モレックスの調査により法的または倫理的な違反が証明された場合、是正処置を実施します。法律または本規範に違反したサプライヤーは、モレックスと当該サプライヤーとの間の有効な契約条件を考慮した、相応の改善処置の対象とします。

6.11.3 監査および保証

サプライヤー監査プログラム中、モレックスはサプライヤーの施設の監査を要求する場合があります。本規範への重大な違反が発見された場合でサプライヤーがこれをモレックスが指定する相応の時間内に改めなかった場合、モレックスは当該サプライヤーをモレックス認定ベンダーリストから削除する権限を留保します。

6.11.4 例外

本規範は、全社共通の労働および雇用、環境、健康、および安全、ならびに全サプライヤー向けのコンプライアンスと倫理的慣行の基礎として使用します。したがって、本規範の例外に関しては、モレックスグローバル調達リーダーによる承認が必要です。

molex	モレックスサプライヤー行動規範	Number: 2156770003	Doc Part JP	Doc Type QMD
		EC Number: 794617		Rev: H

6.12 質問や懸念

モレックスは、サプライヤーに対し、モレックスの社員または別のサプライヤーから本規範に違反することを強要された場合には、速やかにこれを懸念としてGuideline ([Molex Guideline](#)) に報告するか、またはこれが倫理的行動かどうかを質問する、あるいはこれが法律や会社方針またはスタンダードに違反するおそれがないか、実際に違反していないかを質問することを強く推奨します。

このGuidelineは、第三者がモレックスの代理で運営しており、報告内容の秘密が守られる安全な報告システムです。Guidelineは24時間対応で、社員または第三者からの匿名での報告を受け付けています。誠実に懸念を表明した人やコンプライアンスレビューに参加した人に対する報復は、禁止されています。

7. 附属書

なし

8. 改定履歴

リビジョン	改訂日	説明
A	2005/11/11	CSR-699010-003 として初版発行。
B	2012/06/18	参照文書と定義を追加、セクション 5.0 の内容とヘッダーを明確化。倫理および管理システムのセクションを追加。
C	2012/07/18	セクション 5.3、「倫理」の内容を明確化。セクション 6.0 の承認フォームの参照先を更新。
D	2015/06/30	EICC Code of Conduct バージョンを 4.0 から 5.0 に修正、モレックス行動規範のリビジョンを修正。
E	2018/07/06	RBA (旧 EICC) 行動規範のバージョンを 5.0 から 6.0 に変更、その他顧客別の要求事項を修正。
F	2020/04/07	参照文書を更新 (セクション 3)。
G	2023/01/11	ドキュメントナンバーを 2156770003 に変更。 RBA Code of Conduct バージョンを 6.0 から 7.0 に修正、モレックス行動規範のリビジョンを修正。モレックスの追加要求事項を整理し、モレックスの責任ある人事実務方針に合わせて定義を調整。
H	2024/06/23	RBA 行動規範のバージョンを 7.0 から 8.0 に変更しました。セクション 6.6 と 6.8 にわずかな明確化を加えました。